

山梨県看護職員修学資金 貸与のしおり

令和8年度貸与申請者用
(大学院修士課程在学者向け)

はじめに・・・

この修学資金は、将来、山梨県内の医療機関等において看護職員として業務に従事しようとする方に貸与し、修了後、県内の対象施設に5年以上勤務した場合には貸与額の全部を免除する制度です。

そのため、修了後、県外に就業する場合等は貸与した全額を返還していただく必要があります。

つきましては、制度の趣旨・内容を十分理解し、御自身の修了後の進路について熟慮のうえ、貸与申請について御検討いただくようお願いいたします。

目次

制度概要

貸与について	5
貸与終了後について	7

貸与申請手続きについて	9
-------------	---

記入要領

貸与申請書	12
所得に関する申立書	13

様式集

貸与申請書	15
所得に関する申立書	16
県外連帯保証人理由書	18
学業成績証明書提出不可能理由書	19
振込先金融機関通知書	20

資料集

山梨県看護職員修学資金貸与条例	21
山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則	24

制度概要

山梨県看護職員修学資金の概要(大学院修士課程在学者向け)

貸与について

(1)目的

看護に関する専門知識を修得するため大学院の修士課程に在学する者で、修了後に山梨県内で看護職員の業務に従事しようとするものに、県が無利子で修学資金を貸与し、学生の修学を容易にすることにより、山梨県における看護職員の確保及び資質の向上を図ることを目的とします。

(2)対象者

看護に関する専門知識を修得するため大学院の修士課程に在学する者で、修了後、山梨県内の免除対象施設において看護職員の業務に従事する意志を持ち、在学する学校等の長の推薦を受けた者です。

免除対象施設

- ・病院
- ・診療所
- ・介護老人保健施設
- ・介護医療院
- ・指定訪問看護事業所

(3)貸与月額

大学院(修士課程)の学生 月額83,000円 (年額996,000円)

(4)貸与期間

在籍する大学院の正規の修業年限を上限とします。

※2年次以降で貸与を受ける場合は、その学年から修了するまでの正規の修業期間が上限

(例)3年課程の1年次から貸与を受ける場合 → 最長3年(36か月)間

3年課程の2年次から貸与を受ける場合 → 最長2年(24か月)間

(5)貸与方法

3か月分を一括して指定の口座に振り込みます。

※貸与1年目の初回のみ6か月分を7月に一括で貸与

		貸与日(振り込み日)	
		貸与1年目	貸与2年目以降
第1期	4月～6月分	7月11日	5月11日
第2期	7月～9月分		7月11日
第3期	10月～12月分	10月11日	10月11日
第4期	1月～3月分	1月11日	1月11日

※貸与日が金融機関の休業日の場合はその前の営業日に振り込みます。

(6) 連帯保証人

貸与の申請にあたって、連帯保証人を2人立てる必要があります。

<連帯保証人の要件>

- ・独立して生計を営む者で、継続安定した収入が見込まれること。
 - ※年間の所得金額が、貸与総額を超えることを原則とする。
 - ※無職の方、無収入の方は原則、不可。
- ・2人のうち1人は県内に居住する者であること。
 - 2名とも県外に居住している場合は「県外連帯保証人理由書」の提出が必要。
- ・連帯保証人同士が同一生計を営んでいないこと。
 - ※連帯保証人同士が同一住所である場合は、同一生計であるとみなし、不可。
- ・親権者または後見人は1人までとする。(2人とも親権者は不可。)
- ・申請者が18歳未満の場合、2人のうち1人は親権者または後見人とする。

注意事項

本修学資金の保証人は連帯保証人です。返還事由が発生した場合に、貸与を受けた者に資力があり返済能力があっても、貸与を受けた者に連絡する事無く、連帯保証人に対して貸与額の返還を請求することができます。

保証人をお願いする際にはこのことを十分に説明したうえで、保証人になることを承諾してもらってください。

また、修了時等にも保証人に記入いただく書類がありますので、どなたに保証人をお願いしたか忘れないようにしてください。

(7) 貸与の停止

休学又は停学の処分を受けた場合には、貸与を一時停止します。
また、留年した場合も貸与を停止します。(進級後、貸与を再開します。)

(8) 貸与契約の解除

次のいずれかに該当する場合は、貸与契約を解除します。

- ・退学、転学したとき
- ・心身の故障のため修学の見込みがなくなると認められるとき
- ・学業成績が著しく不良となったと認められるとき
- ・修学資金の貸与を受けることを辞退したとき
- ・死亡したとき

貸与終了後について

この修学資金は、将来、山梨県内の医療機関等において看護職員として業務に従事しようとする方に貸与し、修了後、県内の対象施設に5年以上勤務した場合には貸与額全額の返還を免除する制度です。

そのため、修了後、県外に就業する場合等は貸与した全額を返還していただく必要があります。

(1)返還の免除

①当然免除

次のいずれか該当する場合は、修学資金の返還を免除します。

- ・大学院の修士課程を修了後速やかに免除対象施設に就業し、引き続き5年(60か月)以上、免除対象施設において看護職員の業務に従事したとき

※更に看護に関する高度な研究能力を修得するための大学院の博士課程への進学、疾病、負傷など、やむを得ない事由により業務に従事できなかった期間を除く

- ・業務上の理由により死亡、または業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなったとき

②裁量免除

次に該当する場合は、修学資金のうち返還期日が到来していない部分に係る額を全部または一部免除することができます。

- ・死亡または重度心身障害により修学資金を返還することができなくなったとき

(2)返還の猶予

①当然猶予

次に掲げる理由が継続する期間は、修学資金の返還を猶予します。

- ・貸与契約を解除され、返還をしなければならない者が引き続き当該大学院の修士課程に在学しているとき
- ・大学院の修士課程を修了後、更に看護に関する高度な研究能力を修得するための大学院の博士課程において修学しているとき

②裁量猶予

次のいずれかに該当する場合は、次に掲げる理由が継続する期間は、返還期日が到来していない部分に係る修学資金の返還を猶予することができます。

- ・免除対象施設において看護職員の業務に従事しているとき
- ・災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき

(3)返還

次のいずれかに該当する場合には、修学資金を返還しなければなりません。

- ・修学資金の貸与契約が解除されたとき
- ・大学院の修士課程修了後速やかに免除対象施設において看護職員の業務に従事しなかったとき
- ・免除対象施設において看護職員の業務に従事しなくなったとき

○返還の時期

- ・返還月は6月、9月、12月、2月の年4回です。
- ・納期限は各返還月の末日となります。

○返還方法(どちらか選択)

<一括>

- ・直近の返還月に一括返還となります。

<分割>

- ・最長10年での分割返還となります。

○延滞利息(貸与条例第11条)

正当な理由なく返還期間内に返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還した日までの日数に応じ、返還すべき額に対して年14.5%の延滞利息がかかります。

貸与申請手続き

(1)申請に必要な書類

貸与申請書(第1号様式)

・連帯保証人2名と学校が記入する欄があります。

所得に関する申立書(第2号様式)

世帯員の住民票の写し

・世帯員全員分(別居でも同一生計である場合を含む)を提出してください。

・本籍地、世帯主、続柄の記載があり、マイナンバーの記載がないものを提出してください。

世帯員の令和7年中の所得を証明する書類

(例)源泉徴収票の写しや確定申告書の写し等

・世帯員で所得がある者全員分(別居でも同一生計である場合を含む)を提出してください。

・市区町村発行の所得証明書は、この時期はまだ令和6年の所得しか確認できないため不可とします。

連帯保証人2名の印鑑登録証明書

連帯保証人2名の令和7年中の所得を証明する書類

学業成績証明書 または 学業成績証明書提出不可能理由書

1年次の者 最終卒業学校(養成施設)の学業成績証明書

2年次以降の者 前学年の学業成績証明書

振込先金融機関通知書

・修学資金を振り込む口座です。必ず申請者本人名義の口座にしてください。

県外連帯保証人理由書【連帯保証人が2名とも県外に居住している場合のみ】

在学証明書【県外の大学院の方のみ】

申請書類チェックリストを用いて、書類の不足や誤りがないか確認のうえ、提出してください。

また、審査の過程で、書類の追加提出を求める場合があります。

申請書類一式の返却については一切対応できませんので御了承ください。

(2)申請書類の提出先・提出期限

県内の大学院の学生

提出先：各学校の事務室

提出期限：各学校で異なりますので、事務室に確認してください。

※各校でとりまとめて県医務課に提出してもらいます。

県外の大学院の学生

提出先：〒400-8501 甲府市丸の内1-6-1

山梨県 福祉保健部 医務課 看護担当(郵送可)

提出期限：令和8年5月8日(金)必着

(3)貸与の決定・不決定

申請書類の提出後、県で審査を行い、6月下旬頃までに書面にて結果を通知します。

予算の範囲内で貸与を行いますので、申請者全員に貸与できるわけではありません。

また、審査の内容に関するお問い合わせは一切対応できませんので御了承ください。

記入要領

申請書類の内容を訂正する場合は、二重線を引き、訂正印を押してください。
記入にフリクションペンは使用しないでください。

貸与申請書(記入要領)

第1号様式(第2条関係)

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

本人の署名・押印

申請者 印

貸与を受ける総額(貸与年額×貸与を受ける年数)を記入
※5ページ参照

申請書

修了予定の年を記入

次のとおり看護職員修学資金の貸与を申請します。なお、修学資金の貸与を受けることになったうへは、山梨県看護職員修学資金貸与条例及び山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

貸与申請額		円	貸与期間	令和8年4月から令和 年3月まで			
申請者	フリガナ 氏名			学校・養成所	名称		
	生年月日	S・H	年 月 日生		学部(研究科)・学科		
	本籍				所在地		
	〒 -				入学年月	令和 年 月	
		TEL ()			令和 年 月		
資格免許	種別	取得年月日	登録都道府県名(厚生労働省)	登録番号			
		准看護師免許や看護師免許等の看護関係の免許を持っている場合は記入					
保証人	フリガナ 氏名						
	生年月日	S・H	年 月 日生	S・H	年 月 日生		
	本籍						
	住所	〒 -			〒 -		
	職業						
本人との続柄							

申請者が貸与を受ける修学資金は、保証人本人が自筆で署名、実印を押印 ます。

令和 年 月 日 保証人 実印
令和 年 月 日 保証人 実印

申請者を、山梨県看護職員修学資金貸与条例による看護職員修学資金の貸与を受けるべき者として推薦します。

学校が記入、押印

令和 年 月 日

学校・養成所の長 印

所得に関する申立書(記入要領)

第2号様式(第2条関係)

児童手当等の収入がある場合は備考欄に別途記入

所得に関する申立書

单身赴任等で別居であっても
同一生計なら漏れなく記入

1 令和7年中の所得状況(所得の有無に関係なく世帯員

No.	氏名	続柄	生年月日	職業	所得額	同居・別居の別	備考
申請者	山梨 桃子	本人	H16.4.2	学生	0	同	
1	山梨 太郎	父	S49.5.5	会社員	4,000,000	別	児童手当 120,000
2	山梨 花子	母	S50.7.1	主婦	0	同	
3	山梨 次郎	弟	H21.3.2	学生	0	同	
4	山梨 富士子	祖母	S22.8.1	無職	600,000	同	年金
5	年金受給者の場合は、年額を計算して記入 また、備考欄に年金と記入し、金額がわかる資料を添付						

- ※ 世帯員(別居していても同一生計である場合を含む)で所得がある者については、所得を証明する書類を漏れなく添付(本人含む)し、上記所得額はその証明書類の金額と一致するものであること。
- ※ 所得額がない者についても別途証明(非課税証明等)を求められることがあります。

2 令和8年の所得状況見込(所得の有無に関係なく世帯員全員について記入すること。)

No.	氏名	所得見込額	所得の種類(該当するものを囲む)	備考
申請者	山梨 桃子	360,000	給与所得 他の奨学金 ・その他	日本学生 支援機構
1	山梨 太郎	4,000,000	給与所得 ・ 他の奨学金 ・その他	児童手当 120,000
2	山梨 花子	600,000	給与所得 ・ 他の奨学金 ・その他	R8.4 からパート
3	山梨 次郎	0	給与所得・ 他の奨学金 ・その他	
4	山梨富士子	600,000	給与所得・ 他の奨学金 ・ その他	年金
5	退職や就職などの特別な要因がなければ、前年度所得から見込む			

給付型の奨学金は所得になるため、
受給中または受給予定の場合は記入
※貸与型の奨学金は記入不要

上記記載事項は、真実に相違ないことを申し立てます。

なお、申請後、この申立書に偽りがあることが明らかになった場合には、貸与不決定とされても異議はありません。

令和 年 月 日

本人が記入・押印

住所
氏名

印

様式集

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 印

看護職員修学資金貸与申請書

次のとおり看護職員修学資金の貸与を申請します。なお、修学資金の貸与を受けることになったうえは、山梨県看護職員修学資金貸与条例及び山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則の各条項を遵守します。

貸与申請額		円	貸与期間	令和8年4月から令和 年3月まで		
申請者	フリガナ 氏名			学校・養成所	名称	
	生年月日	S・H 年 月 日生			学部(研究科)・学科	
	本籍				所在地	
	住所	〒 -			入学年月	令和 年 月
		TEL ()			卒業(修了)予定年月	令和 年 月
資格免許	種別	取得年月日	登録都道府県名(厚生労働省)		登録番号	
保証人	フリガナ 氏名					
	生年月日	S・H 年 月 日生		S・H 年 月 日生		
	本籍					
	住所	〒 -		〒 -		
		TEL ()		TEL ()		
職業						
本人との続柄						

申請者が貸与を受ける修学資金については、本人と連帯して債務を負担します。					
令和 年 月 日	保証人			実印	
令和 年 月 日	保証人			実印	
申請者を、山梨県看護職員修学資金貸与条例による看護職員修学資金の貸与を受けるべき者として推薦します。					
令和 年 月 日	学校・養成所の長			印	

所得に関する申立書

1 令和7年中の所得状況（所得の有無に関係なく世帯員全員について記入すること。）

	氏名	続柄	生年月日	職業	所得額	同居・ 別居の別	備考
申請者		本人					
1							
2							
3							
4							
5							

※ 世帯員（別居していても同一生計である場合を含む）で所得がある者については、所得を証明する書類を漏れなく添付（本人含む）し、上記所得額はその証明書類の金額と一致するものであること。
 ※ 所得額がない者についても別途証明（非課税証明等）を求められることがあります。

2 令和8年の所得状況見込（所得の有無に関係なく世帯員全員について記入すること。）

	氏名	所得見込額	所得の種類（該当するものを囲む）	備考
申請者			給与所得・他の奨学金・その他	
1			給与所得・他の奨学金・その他	
2			給与所得・他の奨学金・その他	
3			給与所得・他の奨学金・その他	
4			給与所得・他の奨学金・その他	
5			給与所得・他の奨学金・その他	

上記記載事項は、真実に相違ないことを申し立てます。

なお、申請後、この申立書に偽りがあることが明らかになった場合には、貸与不決定とされても異議はありません。

令和 年 月 日

住所

氏名

印

【所得金額の記載箇所】

○源泉徴収票の場合

マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶす。

① 年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(個人番号)	(役職名)	氏名 (フリガナ)
		給与所得控除後の金額			
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額	
②	③	④	⑤	⑥	
控除対象配偶者の有無等	配偶者特別控除の額	控除対象扶養親族の数 (配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数	障害者の数 (本人を除く。)
⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額	地震保険料の控除額	住宅借入金等特別控除の額	
⑬		⑭		⑮	
(摘要) ⑯					

○確定申告書の場合

マイナンバーの記載がある場合は、塗りつぶす。

税務署長 年 月 日 年分の 所得及び復興特別所得の確定申告書 A FA0112

住所 (又は居所) フリガナ 氏名 性別 年齢 電話番号

収入金額等	給与	⑦		課税される所得金額 (⑤-⑥)	①	000
雑	公的年金等	④		上の①に対する税額	②	
その他	②			配当控除	③	
配当	⑤			(特定増収等) 区 社会保険料等特別控除 ④	④	
一時	③			災害減免額	③	
所得金額	給与	①		所得金額	⑤	
雑	②			復興特別所得税額 (③ × 2.1%)	③	
配当	③			所得税及び復興特別所得税の額 (② + ③)	⑥	
一時	④			所得	⑦	
合計	①+②+③+④	⑤		所得	⑧	
社会保険料控除	⑥			所得	⑨	
小規模企業共済等掛金控除	⑦			所得	⑩	
生命保険料控除	⑧			所得	⑪	
地震保険料控除	⑨			所得	⑫	
寡婦、寡夫控除	⑩		0000	所得	⑬	
勤労学生、障害者控除	⑪		0000	所得	⑭	
所得から差引	⑫			所得	⑮	

次ページ以降、控除対象扶養親族のマイナンバーがある場合も塗りつぶす

県外連帯保証人理由書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校・養成所名

氏名

印

県外に居住する者二人を私の連帯保証人とする理由は、次のとおりです。

理由：

学業成績証明書提出不可能理由書

令和 年 月 日

山梨県知事 殿

学校・養成所名

氏名

印

学業成績証明書を提出することが出来ない理由は、次のとおりです。

理由：

学校・学科名：

卒業年月： 年 月

振込先金融機関通知書

下記の口座へ振り込みを依頼します。

氏 名								
住 所	〒							
振込先金融機関名	銀 行 信用金庫 信用組合 農 協							支店
	金融機関コード [*]						店舗コード [*]	
種 別	普通(総合口座)・当座							
口 座 番 号	(7桁で記入)							
口 座 名 義	(カタカナで記入)							

※ 振り込みを希望する口座の通帳と必ず照合して、記載誤りがないかよく確認すること。

金融機関コード、店舗コードも通帳等を見て必ず記入すること。

※ 口座名義は必ず、貸与を受ける本人の名義であること(保護者等の名義の口座は不可)。

※ 住所欄は、住民票上の住所を記入すること。

【連絡先】

住 所	〒	
電 話 番 号	自宅 ()	携帯 ()
学校・養成所名		

※ 連絡が取れる本人の住所・電話番号を記入すること。(保護者等のものは不可)

山梨県看護職員修学資金貸与条例

(目的)

第一条 この条例は、保健師、助産師、看護師及び准看護師(以下「看護職員」という。)を養成する学校又は養成所(以下「養成施設」という。)に在学する者及び看護に関する専門知識を修得するため学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第九十七条に規定する大学院(以下「大学院」という。)の修士課程に在学する者で将来県内において看護職員の業務(以下「業務」という。)に従事しようとするものに対し、修学資金を貸与することにより、県内における看護職員の充足及び資質の向上に資することを目的とする。

(修学資金の貸与)

第二条 知事は、次の各号のいずれかに該当する者で将来県内の施設で第六条第一項第一号イからハまでに掲げるもの又は法令の規定により看護職員の設置が定められているものにおいて業務に従事しようとするものに対し、申請により、看護職員修学資金(以下「修学資金」という。)を貸与することができる。

- 一 保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下「法」という。)第十九条第一号の学校又は同条第二号の保健師養成所に在学している者
- 二 法第二十条第一号の学校又は同条第二号の助産師養成所に在学している者
- 三 法第二十一条第一号の大学、同条第二号の学校又は同条第三号の看護師養成所に在学している者
- 四 法第二十二条第二号の准看護師養成所に在学している者
- 五 看護師の免許を取得している者であつて、看護に関する専門知識を修得するため大学院の修士課程に在学しているもの

2 前項の修学資金の貸与は、無利子とする。

(修学資金の額)

第三条 修学資金の貸与の額は、次の各号に掲げる区分に従い、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第一項第一号から第三号までに掲げる者で国(独立行政法人国立病院機構及び国立大学法人法(平成十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人を含む。)又は地方公共団体(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第六十八条第一項に規定する公立大学法人を含む。)が設置する養成施設(以下この条において「公立養成施設等」という。)に在学しているもの 月額 三万二千元
- 二 前条第一項第一号から第三号までに掲げる者で公立養成施設等以外の養成施設に在学しているもの 月額 三万六千元
- 三 前条第一項第四号に掲げる者で公立養成施設等に在学しているもの 月額 一万五千元
- 四 前条第一項第四号に掲げる者で公立養成施設等以外の養成施設に在学しているもの 月額 二万千元
- 五 前条第一項第五号に掲げる者 月額 八万三千元

(連帯保証人)

第四条 修学資金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人二人を立てなければならない。

(修学資金の貸与の停止)

第五条 知事は、修学資金の貸与を受けている者が休学又は停学の処分を受けたときは、休学又は停学の処分を受けた日の属する月の翌月分から復学した日の属する月の分まで修学資金の貸与を行なわないものとする。

(修学資金の返還の当然免除)

第六条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、修学資金の返還を免除するものとする。ただし、第二号に該当する場合にあつては、修学資金の二分の一に相当する額に限り返還を免除するものとする。

- 一 第二条第一項第一号から第四号までに掲げる者で同項の規定により修学資金の貸与を受けたもの(以下「養成施設貸与者」という。)が、養成施設を卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後速やかに県内の施設で次に掲げるものにおいて業務に従事し、かつ、引き続き五年以上当該施設において業務に従事したとき。
 - イ 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第一条の五第一項に規定する病院で規則で定めるもの
 - ロ 医療法第一条の五第二項に規定する診療所
 - ハ その他規則で定める施設
- 二 養成施設貸与者が、養成施設を卒業した日から一年以内に看護職員の免許を取得し、免許取得後速やかに法令の規定により看護職員の設置が定められている県内の施設において業務に従事し、かつ、引き続き五年以上当該施設において業務に従事したとき(前号に該当する場合を除く。)

三 第二条第一項第五号に掲げる者で同項の規定により修学資金の貸与を受けたもの(以下「大学院貸与者」という。)が、大学院の修士課程を修了後速やかに県内の医療法第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所その他規則で定める施設(以下この号及び第十条第一項第二号において「県内医療機関等」という。)において業務に従事し、かつ、引き続き五年以上県内医療機関等において、業務に従事したとき。

四 前三号に規定する業務に従事している期間中に業務上の理由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため業務に従事することができなくなつたとき。

2 前項第一号から第三号までに規定する業務に従事している期間の算定に当たっては、第九条第二号及び第三号並びに第十条第一項第三号に掲げる理由により業務に従事することができなかつた期間がある場合においても、業務従事の期間を中断しないものとする。

(修学資金の返還)

第七条 知事が、修学資金の貸与を受けている者について、資金貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認めたととき、又は当該貸与を受けた者について前条若しくは次条の規定による修学資金の返還の免除を受けられなくなつたと認めたとときは、当該貸与を受けた者は、その認められた日の属する月の翌月から起算して、養成施設貸与者については貸与を受けた期間(第五条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除く。次項において同じ。)に相当する期間(第九条又は第十条の規定により返還が猶予されたときは、この期間を当該猶予された期間とを合算した期間)内に、大学院貸与者については十年(第五条の規定により修学資金が貸与されなかつた期間を除き、第九条又は第十条の規定により返還が猶予されたときは、十年に当該猶予された期間を加えた期間)以内にその貸与を受けた修学資金を返還しなければならない。

2 知事が、養成施設貸与者について法令の規定により看護職員の設置が定められている県内の施設(前条第一項第一号イからハまでに掲げるものを除く。以下「県内特定施設」という。)において業務に従事したと認めたとときは、当該貸与を受けた者は、その認められた日の属する月から起算して、貸与を受けた期間に相当する期間内に、返還期日が到来していない部分に係る修学資金(次条第二号に該当することにより返還の免除を受ける場合又は第十条第二項の規定により返還の猶予を受ける場合は、免除を受ける額又は猶予を受ける額を除く。)を返還しなければならない。

(修学資金の返還の裁量免除)

第八条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、貸与した修学資金のうち返還期日が到来していない部分に係る額を、当該各号に定める範囲内において免除することができる。

一 死亡又は重度心身障害により、貸与を受けた修学資金を返還することができなくなつたとき。返還すべき額の全部又は一部

二 養成施設貸与者が県内の施設で第六条第一項第一号イからハまでに掲げるものにおいて、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上業務に従事したとき。業務従事の期間を修学資金の貸与を受けた期間(その期間が二年に満たないときは、二年とする。)の二分の五に相当する期間で除して得た数値(この数値が一を超えるときは、一とする。)を返還すべき額に乗じて得た額

三 養成施設貸与者が県内特定施設において、修学資金の貸与を受けた期間に相当する期間以上業務に従事したとき。業務従事の期間を修学資金の貸与を受けた期間(その期間が二年に満たないときは、二年とする。)の五倍に相当する期間で除して得た数値(この数値が二分の一を超えるときは、二分の一とする。)を返還すべき額に乗じて得た額

(修学資金の返還の当然猶予)

第九条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間は修学資金の返還を猶予する。

一 修学資金の貸与の目的を達成することができなくなつたと認められたことにより、修学資金の返還をしなければならない者が引き続き当該養成施設又は当該大学院の修士課程に在学しているとき。

二 当該養成施設を卒業後更に他種の看護職員を養成する施設又は当該大学院の修士課程において修学しているとき。

三 当該大学院の修士課程を修了後更に看護に関する高度な研究能力を修得するため大学院の博士課程において修学しているとき。

(修学資金の返還の裁量猶予)

第十条 知事は、修学資金の貸与を受けた者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる理由が継続する期間は、返還期日が到来していない部分に係る修学資金の返還を猶予することができる。

一 養成施設貸与者が、県内の施設で第六条第一項第一号イからハまでに掲げるものにおいて業務に従事しているとき。

- 二 大学院貸与者が、県内医療機関等において業務に従事しているとき。
 - 三 災害、疾病その他やむを得ない理由があるとき。
- 2 知事は、養成施設貸与者が、県内特定施設において業務に従事している場合は、従事している期間は、返還期日が到来していない部分に係る修学資金の二分の一に相当する額の返還を猶予することができる。

(延滞利息)

第十一条 修学資金の貸与を受けた者が、正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までにこれを返還しなかったときは、返還すべき額につき年十四・五パーセントの割合で当該返還すべき日の翌日から返還の日までの日数により計算した延滞利息を払わなければならない。

(委任)

第十二条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

山梨県看護職員修学資金貸与条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、山梨県看護職員修学資金貸与条例(昭和三十七年十月山梨県条例第四十五号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(貸与の申請)

第二条 条例第二条第一項の規定により看護職員修学資金(以下「修学資金」という。)の貸与を受けようとする者は、修学資金貸与申請書(第一号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- 一 住民票の写し(本籍を記載したもの)
- 二 学業成績証明書
- 三 申請者が属する世帯に係る所得に関する申立書(第二号様式)及び当該所得を証明する書類
- 四 保証人の所得を証明する書類
- 五 保証人の印鑑証明書
- 六 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める書類

(保証人)

第三条 条例第四条に規定する連帯保証人(以下「保証人」という。)は、独立の生計を営む者で、その一人は、県内に居住する者でなければならない。ただし、知事が特に必要と認めるときは、独立の生計を営む者のうち、県内に居住する者以外の者二人を保証人とすることができる。

- 2 修学資金の貸与を受けようとする者が未成年であるときは、保証人のうち一人は親権者又は後見人でなければならない。
- 3 修学資金の貸与を受けている者は、保証人が死亡したとき、又は保証人を変更しようとするときは、新たに保証人を定めて、すみやかに保証人変更願(第三号様式)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出してその承認を得なければならない。
 - 一 新たな保証人の所得を証明する書類
 - 二 新たな保証人の印鑑証明書

(貸与の決定)

第四条 知事は、第二条の規定により提出された申請書等を審査し、修学資金の貸与を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(貸与の方法)

第五条 修学資金は、三月分を一括してその最初の月に貸与する。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

(借用証書の提出)

第六条 修学資金の貸与契約に係る全額(次条第一項の規定により契約を解除されたときは、解除されたときまでの全額)の貸与を受けた者は、当該修学資金の受領後(同項の規定により契約を解除されたときは、解除された後)、速やかに、看護職員修学資金借用証書(第五号様式)を知事に提出しなければならない。

(契約の解除)

第七条 知事は、修学資金の貸与を受けている者が次の各号の一に該当し、修学資金の貸与の目的を達成する見込みがなくなつたと認めるときは修学資金貸与契約を解除する。

- 一 退学したとき。
 - 二 心身の故障のため修学の見込みがなくなつたと認められるとき。
 - 三 学業成績が著しく不良となつたと認められるとき。
 - 四 修学資金の貸与を受けることを辞退したとき。
 - 五 死亡したとき。
- 2 知事は、前項の規定により契約を解除するときは、修学資金貸与契約の相手方又はその保証人に通知する。

(修学資金の貸与の辞退)

第八条 修学資金の貸与を受けている者が修学資金の貸与を辞退しようとするときは、修学資金貸与辞退願(第六号様式)を知事に提出しなければならない。

(修学資金の返還の当然免除の対象となる病院)

第八条の二 条例第六条第一項第一号イの規則で定める病院は、次のとおりとする。

- 一 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第七条の規定による許可を受けた病床数が二百床未満の病院
- 二 医療法第七条の規定による許可を受けた病院であつて、当該許可に係る病床数のうちに精神病床の病床数の占める割合が百分の八十以上のもの
- 三 医療法第七条の規定による許可を受けたハンセン病床のみの病院
- 四 医療法第七条の規定による許可を受けた病院であつて、その診療科名中に産婦人科又は産科を有するもの(助産師の業務に従事した場合に限る。)

(修学資金の返還の当然免除の対象となる施設)

第八条の三 条例第六条第一項第一号ハの規則で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第十条の二第一項のこども家庭センターであつて、母子保健法(昭和四十年法律第百四十一号)第二十二條第一項第五号の母子保健に関する事業のうち助産を行うもの(助産師として看護職員の業務に従事する場合に限る。)
- 二 地域保健法(昭和二十二年法律第百一号)第二十四条第二項第一号に規定する特定町村(保健師として看護職員の業務に従事する場合に限る。)
- 三 介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設(次条第一号において「介護老人保健施設」という。)
- 四 介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院(次条第二号において「介護医療院」という。)
- 五 介護保険法第四十一条第一項本文の指定に係る同法第八条第一項に規定する居宅サービス事業(同条第四項に規定する訪問看護に係る事業に限る。)又は健康保険法(大正十一年法律第七十号)第八十八条第一項の指定に係る同項に規定する訪問看護事業を行う事業所(次条第三号において「指定訪問看護事業所」という。)

第八条の四 条例第六条第一項第三号の規則で定める施設は、次のとおりとする。

- 一 介護老人保健施設
- 二 介護医療院
- 三 指定訪問看護事業所

(債務の免除の申請)

第九条 条例第六条第一項又は第八条の規定により債務の免除を受けようとする者は、修学資金返還債務免除申請書(第七号様式)に条例第六条第一項各号又は第八条各号のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(債務の免除の決定)

第十条 知事は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、債務の免除を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(返還)

第十一条 条例第七条の規定による修学資金の返還は、年四回の均等払の方法により行うものとし、その納期限は毎年六月、九月、十二月及び二月の末日(その日が金融機関の休日にあたるときは、金融機関の翌営業日)とする。ただし、繰り上げて返還することを妨げない。

- 2 修学資金を返還しなければならない者は、返還の理由が生じた日(条例第八条の規定による債務の裁量免除を申請した者は、その申請に対する決定を受けた日)から起算して十五日以内に、返還計画書(第八号様式)を知事に提出しなければならない。
- 3 前項の規定により返還計画書を提出した後に返還の方法を変更しようとするときは、返還方法変更願(第九号様式)を知事に提出して、その承認を得なければならない。

(返還猶予の申請)

第十二条 条例第九条又は第十条の規定により債務の履行の猶予を受けようとする者は、修学資金返還猶予申請書(第十号様式)に条例第九条各号又は第十条第一項各号若しくは第二項のいずれかに該当する事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(返還猶予の決定)

第十三条 知事は、前条の規定により提出された申請書等を審査し、債務の履行の猶予を決定したときは、その旨を申請者に通知する。

(届出)

第十四条 修学資金の貸与を受けている者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに状況届(第十一号様式)にその事実を証するに足りる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

一 氏名、本籍又は住所を変更したとき。

二 退学、休学若しくは停学したとき、若しくはこれらの処分を受けたとき、又は復学したとき、若しくは卒業したとき。

三 保証人の氏名、本籍、住所又は職業に変更があつたとき。

四 看護職員の免許を取得したとき。

五 県内において看護職員の業務を開始し、就業先を変更し、又は業務を廃止したとき。

六 養成施設を卒業した後、更に他種の養成施設に入学し、その養成施設を退学し、又は卒業したとき。

七 養成施設を卒業した後、更に大学院の修士課程に入学し、その大学院の修士課程を退学し、又は修了したとき。

八 大学院の修士課程を修了した後、更に大学院の博士課程に入学し、その大学院の博士課程を退学し、又は修了したとき。

2 修学資金の貸与を受けた者は、毎年四月一日現在の就業状況届(第十二号様式)を四月十五日までに知事に届け出なければならない。

3 保証人は、保証に係る修学資金の貸与を受けた者が死亡したときは、すみやかに、死亡届(第十三号様式)を知事に提出しなければならない。

(業務の従事期間の計算)

第十五条 条例第六条第一項第一号から第三号まで並びに第八条第二号及び第三号の規定による業務の従事期間は、月数をもつて計算し、県内において看護職員の業務を開始した日の属する月から当該業務を廃止した日の属する月までとする。

※県内の大学院の方は、まずは学校の事務室にお問い合わせください。

山梨県福祉保健部医務課看護担当

〒400-8501

甲府市丸の内1-6-1(山梨県庁本館5階)

電話 055(223)1484

メール imuka@pref.yamanashi.lg.jp